

# 埋蔵文化財発掘の届出について

埋蔵文化財の保護にご理解とご協力いただきありがとうございます。  
下記をよくお読みの上、ご提出ください。

船橋市教育委員会を経由の上、千葉県教育委員会教育長あてに提出して頂くことになります。

**※文化財保護法に従い、工事着手予定日の 60 日前までに必ずご提出ください。**

万が一 60 日前を切ってしまった場合は文化課までご相談ください。

## ○ 必要事項を記入の上記名押印し、1部提出してください。

氏名欄は、法人等の場合は法人名及び代表者職氏名を併記し、法人印及び代表者印を押印してください。また、個人の方が提出される場合も押印してください（実印でなくても結構です）。複数名の方が共同して届出される場合には連署していただいても結構です。

**表裏1枚**になっております。ご注意ください。船橋市ホームページからもダウンロードできますが、その際は**表裏印刷で1枚**になるようにお願いします。

## ○ 地形図、計画図を添付してください。

地形図は 2,500 分の 1 の等高線が記載された地図に事業範囲を**朱線にて**囲んでください。船橋市役所では 5 階の都市計画課にて取り扱っております。

計画図は計画の概要が分かる図面・掘削深度が分かる図面を添付してください。

## ○ 「4. 遺跡の種類・遺跡の名称・遺跡の現状・遺跡の時代」については文化課で記入しますので、空欄のままで結構です。

## ○ 「5. 工事目的」については、専用住宅分譲の場合には「宅地造成」を選択してください。

また、「工事の概要」については、分譲戸数、階数、RC造・木造等、基礎の種別等を記入してください。

## ○ 「6. 工事主体者」については、事業主様（施主様）のお名前をご記入ください。

法人等の場合は代表者名まで記入をお願いします。

## ○ 「7. 施行責任者」については、実際に工事を施行する方（業者様）のお名前をご記入ください。

法人等の場合は代表者名まで記入をお願いします。

ご提出いただいた「埋蔵文化財発掘の届出について」は船橋市文化課を経由して千葉県教育委員会へ送られ、その後、千葉県教育委員会からの指示書を船橋市文化課経由でお渡しいたします。

**郵送を希望される方は、別紙記入欄にご希望の郵送先をご記入の上、届出と合わせてご提出ください。**

郵送希望のない場合は、すでにご提出いただいている「埋蔵文化財の所在の確認及びその取扱いについて（依頼）」記載の「連絡先」「担当者」様へご連絡いたします。

※申請者名または記入の所在地での「埋蔵文化財の所在の確認及びその取扱いについて（依頼）」提出がない場合、申請者へ郵送いたします。

他、不明な点等ございましたら、お手数ですが文化課文化財保護係までお問い合わせください。

船橋市教育委員会 生涯学習部

文化課 文化財保護係（本庁舎7階）

047（436）2898

※すでに届出されているにもかかわらず本書類が入ってございましたら、大変申し訳ありませんが文化課までご連絡ください。

ご提出いただいた「埋蔵文化財発掘の届出について」は船橋市文化課を經由して千葉県教育委員会へ送られ、その後、千葉県教育委員会からの指示書を船橋市文化課経由でお渡しいたします。

郵送を希望される方は、下記記入欄にご希望の郵送先をご記入の上、届出と合わせてご提出ください。

### 指示書 送付希望先 ご記入欄

郵便番号	
ご送付先	
お名前	

※部署・所属・担当者様お名前もご記入よろしくお願ひします。

このまま宛先として使用させていただきます。見やすい文字でご記入おねがいします。

※ 名刺添付位置（上記記入省略）